

入札告示

札幌市告示第 4262 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 6 年 10 月 21 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 在宅福祉係

電話 011-211-2936 (FAX 011-218-5181)

メールアドレス zaitaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 業務名

旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 公営住宅除雪業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

指定場所（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札書の記載方法

入札は単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じるときは、端数切捨て）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における登録業種に大分類「一般サービス業」及び中分類「除雪サービス業」があり、所在地が「市内」と登録されている者であること。

- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 次に掲げる者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 事業協同組合等の組合と当該組合員との関係にある者
 - イ 親会社と子会社の関係にある者
 - ウ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - エ 役員又は会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）が他に参加している会社の役員を現に兼ねている者
 - オ 役員が他に参加している会社の管財人を現に兼ねている者
- (5) 過去 2 年間に同規模の施設で除雪業務の履行実績があり、本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所において交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードすることができる。
<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/index.html>
- (3) 入札書の提出期限
令和 6 年 10 月 31 日（木）17 時 00 分（送付による場合は必着のこと。）
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課在宅福祉係（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (4) 開札の日時及び場所
令和 6 年 11 月 1 日（金）10 時 00 分
札幌市役所本庁舎 3 階南側 障がい保健福祉部障がい福祉課事務室内（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (5) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された、予定価格の制限の範囲内における最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合する、不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめた又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細については、入札説明書を参照のこと。